

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者認定申請書（新規）

令和 7 年 6 月 1 日

（一社）鹿児島県林材協会連合会 殿

（申請者）

所 在 地：鹿児島市東開町〇番〇号

名 称：株式会社かごしま林業

代表者の氏名：代表取締役 東開 一郎 ⑩

貴連合会の認定を得て、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・間伐材等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 : (別紙のとおり)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況 : (別紙のとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針 : (別紙のとおり)
- 5 その他（注） : (別紙のとおり)

注：その他には、資格（ISO、JAS 等）を持っていれば記入して下さい。

1 創業年・従業員数

創 業 年 月 日	平成10年4月1日
現在の従業員数	10人

2 取扱実績

	木材・木材製品の主要品目	年 間 取 扱 量
取 扱 実 績	スギ、ヒノキ	5,000 m ³

3 事業所の敷地・建物及び施設（土場・倉庫等）の面積及び配置状況（事務所等の全体の平面図又は青写真などの写し

	面 積
事業所の敷地	2,000 m ²
建物	100 m ²
土場	1,500 m ²
倉庫	400 m ²

4 分別管理及び書類管理の方針

分別管理の具体的方針	別紙のとおり
書類管理の具体的方針	別紙のとおり

5 分別管理責任者

氏 名	勤 務 年 数
新栄 次郎	15年

6 その他（資格 ISO/JAS 等の確認状況 取得している場合記入して下さい）

(素材生産業)

分別管理及び書類管理方針書

企業名 株式会社かごしま林業

令和7年6月1日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年4月1日公表）」を受け間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、株式会社かごしま林業において、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス原木の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、新栄次郎を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 原木の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書等を添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材のそれぞれに係る原木入荷量及び原木出荷量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

誓 約 書

令和7年6月1日付けをもって提出いたしました発電利用に供
する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の内容に相違
して、問題が生じた場合は、申請者において対処することを誓約し
ます。

令和7年6月1日

(一社)鹿児島県林材協会連合会会長 様

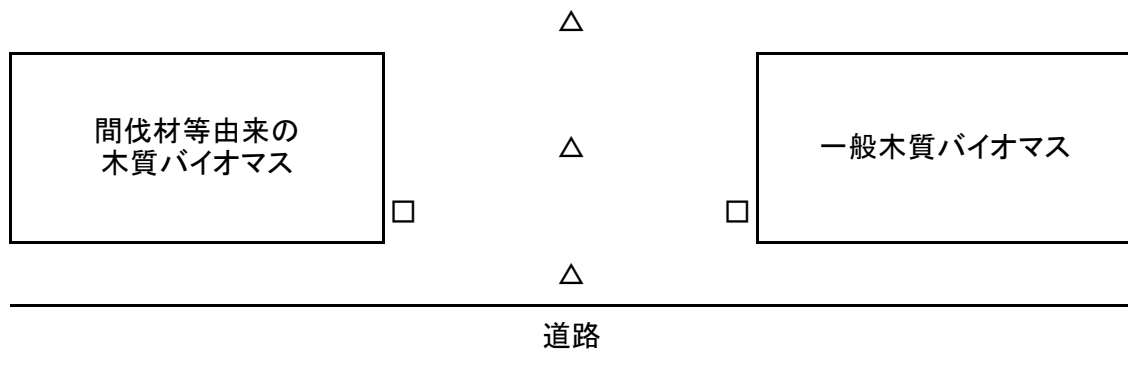
住 所 鹿児島市東開町〇番〇号

企業名 株式会社かごしま林業

代表者名 代表取締役 東開 一郎 印

山土場での分別管理

例

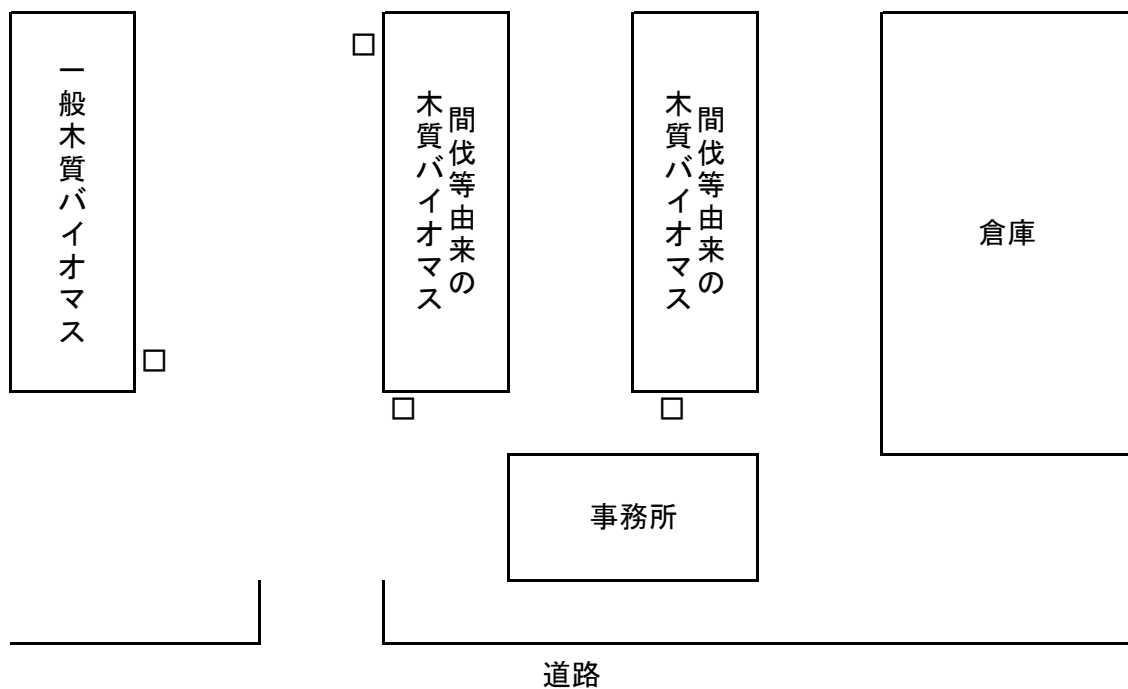


□: 標識

△: 三角コーン

- ・ 例ですので、実情に合わせて作成してください。
- ・ 実測図や写真を使用して作成してください。
- ・ 実測図等がなければ見取り図でもかまいません。

事業所内での分別管理



□: 標識